

**みなかみ町**

**第3期障害者計画**

**第4期障害福祉計画**

平成27～29年度



**みなかみ町**

## はじめに

我が国は、世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、障害者とその介護者の高齢化も同じく進行しております。これに伴い、今日の社会福祉を取り巻く状況は、大きく変化しており、障害福祉施策に対するニーズも多様化しています。

障害福祉においては、平成15年に措置制度から自己決定を基本とした支援費制度に移行し、平成17年4月の発達障害者支援法、平成18年4月からは、身体・知的・精神の福祉サービスを一元化し、就労支援の強化や地域生活への移行支援等を推進する障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）が施行され、大きな転換を迎えました。その後は、平成24年10月の障害者虐待防止法、平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行、平成26年1月には、障害者の権利を実現するための措置等を規定した障害者の権利に関する条約の批准など、その動きは目まぐるしいものでした。

本町においては、障害のある人も、ない人も、共に暮らすノーマライゼーション社会の実現と障害者が住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できる地域社会を目指し、施策を推進するための基本指針として、平成19年4月に「みなかみ町障害者計画」、平成24年4月には「みなかみ町第2期障害者計画」を策定しました。

また、社会情勢や福祉制度が変化していく中であっても、障害者一人ひとりが自立した生活を送るための支援として、相談支援体制の強化など地域生活を支える福祉サービス施策を推進するための実行計画として、平成18年4月に「みなかみ町障害福祉計画」、平成21年4月には「みなかみ町第2期障害福祉計画」、平成24年4月には「みなかみ町第3期障害福祉計画」を策定しました。

そしてこの度、障害者を取り巻く環境の変化や益々大きくなる市町村の役割に対し適切に対応しながら、障害福祉施策をより一層推進するために、障害者基本法に基づく「みなかみ町第3期障害者計画」及び障害者総合支援法に基づく「みなかみ町第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

今後におきましても、本計画の推進にあたり、町民の皆様と力を合わせて取り組んでいきますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

みなかみ町長 岸 良 昌

**みなかみ町**  
**第3期障害者計画**

平成27～29年度



**みなかみ町**

# 目次

## 第3期障害者計画

### 第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格・位置づけ	3
(1) 計画の性格	3
(2) 計画の位置づけ	3
3. 計画策定にあたって	4
4. 計画の策定体制	5
5. 計画期間	6

### 第2章 みなかみ町における障害児者を取り巻く現状

1. 人口の推移	7
(1) 人口の推移	7
2. 障害児者の状況	8
(1) 障害児者数の推移	8
(2) 障害別の状況	9
(3) 障害児の就学状況	11
3. サービスの支給決定状況	12
(1) 障害福祉サービス	12
(2) 障害児福祉サービス	13

### 第3章 基本構想

1. 基本理念	14
2. 施策の方向性(基本目標)	15
3. 施策の体系	16

### 第4章 施策・事業の展開

1. とともに支え合う意識の醸成	17
(1) 障害者への理解促進	17
(2) 福祉教育の充実	17
(3) 地域活動・ボランティア活動の支援	18
(4) 人権・権利擁護の推進	18

2. 生活支援サービスの充実	19
(1) 在宅福祉サービスの充実	19
(2) 施設サービスの充実	20
(3) 保健・医療サービスの充実	21
3. 療育・教育体制の充実	22
(1) 療育・相談体制の充実	22
(2) 学校教育の充実	23
4. 障害者の自立と社会参加の促進	24
(1) 地域生活移行の推進	24
(2) 雇用環境の改善に向けた啓発	25
(3) 就労の場の確保	26
(4) 就労移行支援の推進	26
(5) 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進	27
5. コミュニケーション環境の整備	28
(1) 情報提供・相談体制の充実	28
(2) コミュニケーション手段の確保	28
6. 暮らしやすいまちづくりの推進	29
(1) 住環境の整備	29
(2) 福祉のまちづくりの推進	30
(3) 移動支援の充実	30
(4) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実	31

## 第5章 計画の推進

---

1. 推進体制	32
(1) 実施計画	32
(2) 計画の分析・評価・見直し	32

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、サービス体系全般の見直しが行われ、障害者への安定的な支援制度の構築が図られてきました。しかし、平成21年9月の政権交代を契機として、利用者負担の応益負担等を巡り全国的な議論が活発化し、障害者自立支援法を廃止する機運が高まり、国においては新たな法律の制定に向けて検討が進められました。具体的には、国は障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障害者の定義等の見直しや全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正しました。平成24年10月には、障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」を施行し、平成25年4月には、障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」が施行となりました。

本町では、平成19年3月に「みなかみ町障害者計画」を策定し、平成24年3月に「みなかみ町第2期障害者計画」を策定しました。この計画は、本町における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害福祉の充実に向けて策定したものです。

本計画は、第2期障害者計画策定後の障害者を取り巻く状況の変化を踏まえ、更なる障害福祉の充実に向けて障害者基本法に基づく「みなかみ町第3期障害者計画」を策定するものです。

## 2. 計画の性格・位置づけ

### (1) 計画の性格

本計画は、障害者福祉の向上を目指し、障害者施策の目標と具体的方策を明らかにするとともに、障害者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。また、保健・医療、福祉、教育など、障害者に直接対応する分野は勿論のこと、障害者雇用における民間企業、バリアフリーを目指す建設関係等に携わる人々の共通理解を促進するものです。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、策定が義務づけられている市町村障害者計画です。国及び群馬県の障害者計画を踏まえ、本町の障害者の総合的な施策を推進するための行政運営並びに障害者施策に関わる団体等の取り組みの指針となる計画として位置づけられます。

### 3 . 計画策定にあたって

---

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指し、制度を整備してきました。平成15年においては、障害者の自己決定を尊重するため、行政が障害者に必要なサービス内容等を決定する措置制度から障害者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度へと転換しました。

平成18年においては、障害者自立支援法の施行により、身体障害者及び知的障害者に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障害者も含めた一元的な制度を確立しました。また、同法においては、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。更に、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成を義務づけ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入しました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成25年4月からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

障害者総合支援法においては、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画については定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることになりました。

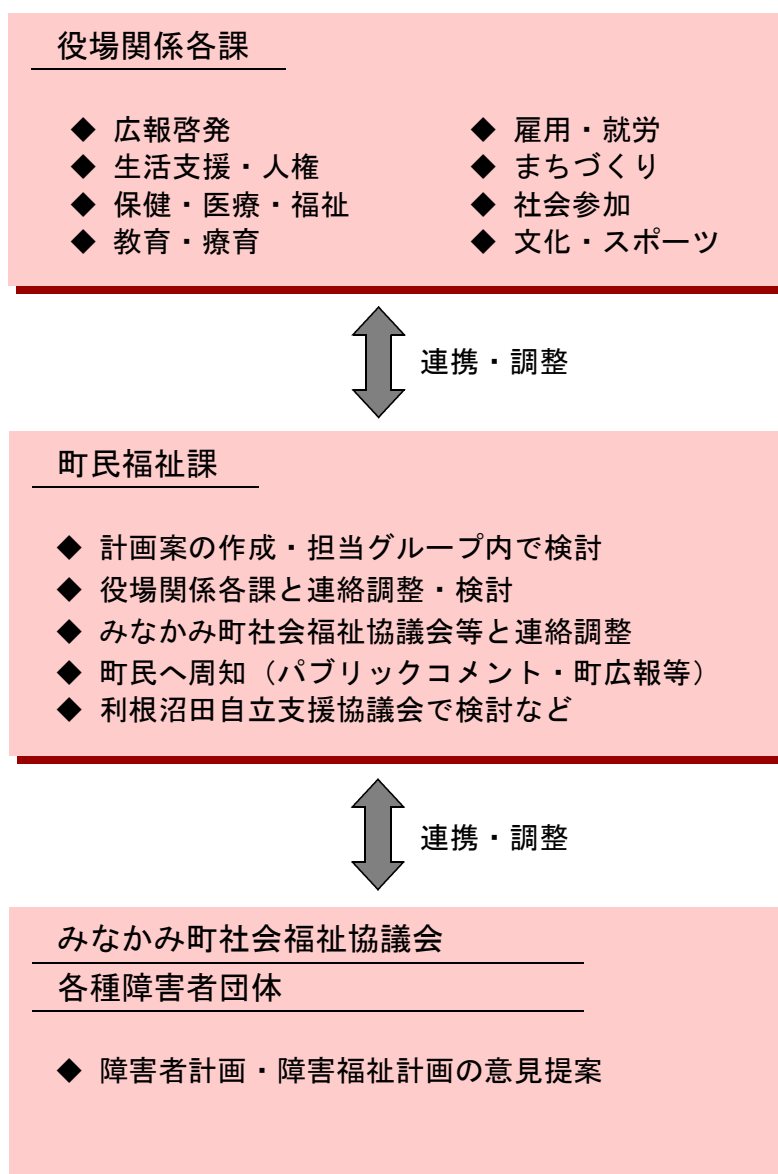
このようなことから、本町においても障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、より一層の障害福祉施策を推進していきます。

## 4 . 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、下図のとおり役場関係各課と連携し、策定を行うとともに、みなかみ町社会福祉協議会等から意見を聴取して本計画を策定しました。

また、計画案をパブリックコメントにより町民から意見を聴取し、計画に反映させるとともに、計画内容等について町広報やホームページにて町民へ周知しました。

### ● 計画の策定体制





## 5 . 計画期間

本計画及び関連する計画の計画期間は、以下のとおりです。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
みなかみ町	みなかみ町 障害者計画 (第2期) <平成24～26年度>			みなかみ町 障害者計画 (第3期) <平成27～29年度>		
	みなかみ町 障害福祉計画 (第3期) <平成24～26年度>			みなかみ町 障害福祉計画 (第4期) <平成27～29年度>		
群馬県	群馬県障害者計画・ 障害福祉計画第3期 バリアフリーぐんま 障害者プラン5 <平成24～26年度>			群馬県障害者計画・ 障害福祉計画第4期 バリアフリーぐんま 障害者プラン6 <平成27～29年度>		
国	新障害者基本計画 <平成25～34年度>					
	重点施策実施5か年計画 <平成25～29年度>					

## 第2章 みなかみ町における 障害児者を取り巻く現状

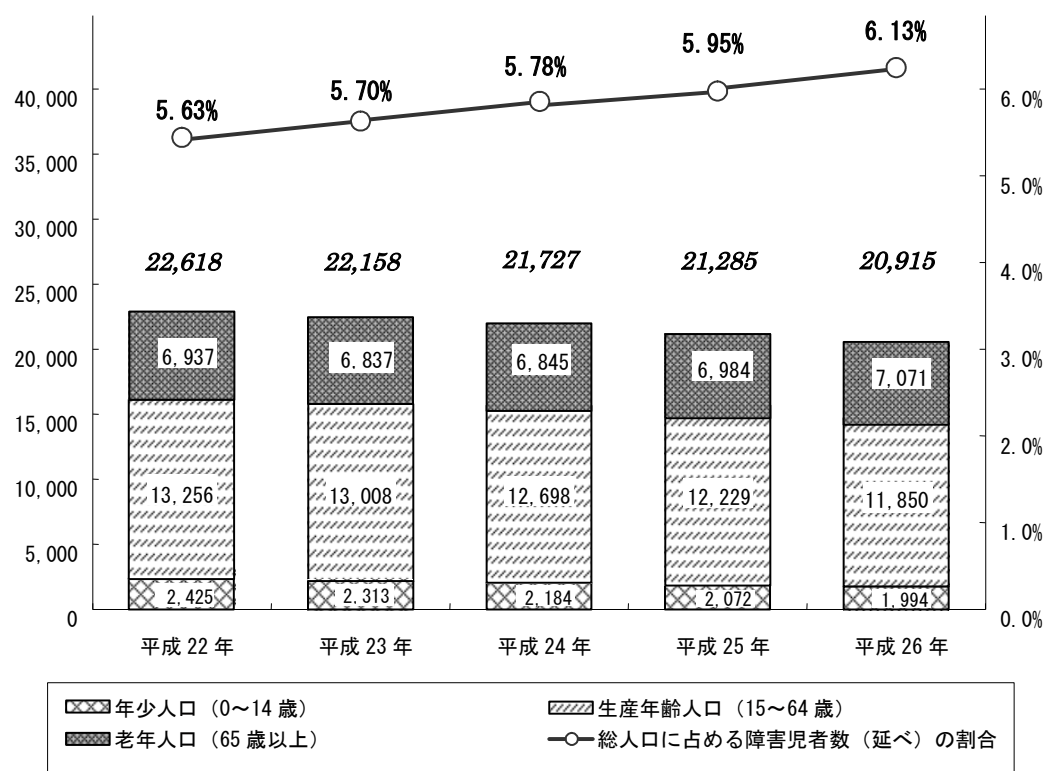
### 1. 人口の推移

#### (1) 人口の推移

人口の推移をみると総人口は、毎年370～460人減少しています。年少人口及び生産年齢人口は、減少しているのに対し、老年人口は、増加しています。

総人口に占める障害児者数の割合は、平成22年には5.63%でしたが、年々増加傾向にあり、平成26年には6.13%となっています。

単位：人（各年3月31日現在）



単位：人（各年3月31日現在）

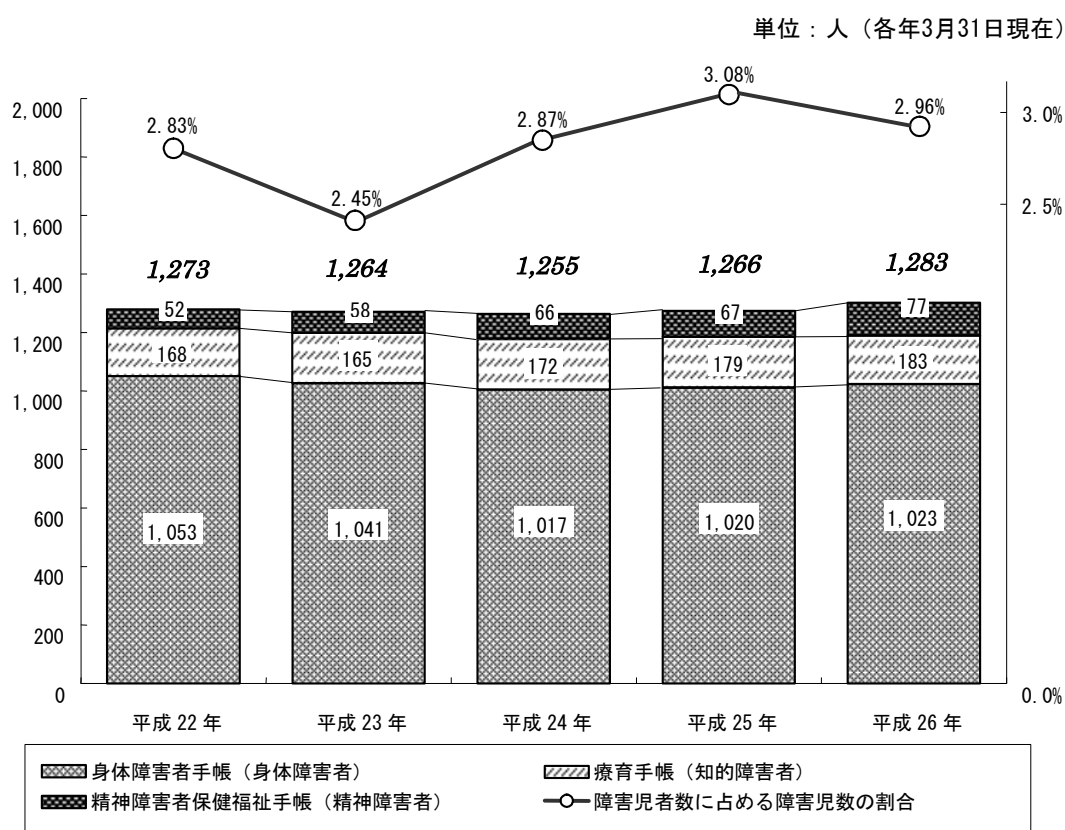
内 訳	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口（0歳～14歳）	2,425	2,313	2,184	2,072	1,994
生産年齢人口（15歳～64歳）	13,256	13,008	12,698	12,229	11,850
老年人口（65歳以上）	6,937	6,837	6,845	6,984	7,071
総人口	22,618	22,158	21,727	21,285	20,915
総人口に占める障害児者数の割合	5.63%	5.70%	5.78%	5.95%	6.13%

資料：みなかみ町

## 2 . 障害児者の状況

### ( 1 ) 障害児者数の推移

障害児者数の推移をみると身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数は平成22年の1,273人から平成26年には1,283人と10人の増加となっています。身体障害者手帳の交付数は平成22年に比べ30人の減少、療育手帳の交付数は15人の増加、精神障害者保健福祉手帳の交付数は25人の増加となっています。障害児数は平成22年以降30人以上おり、障害児者数に占める割合は約2.5～3.1%台で推移しています。



単位：人（各年3月31日現在）

内 訳	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳（身体障害者）	1,053	1,041	1,017	1,020	1,023
療育手帳（知的障害者）	168	165	172	179	183
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）	52	58	66	67	77
障害児者数合計	1,273	1,264	1,255	1,266	1,283
うち障害児数	36	31	36	39	38
障害児者数合計に占める障害児数の割合	2.83%	2.45%	2.87%	3.08%	2.96%

資料：みなかみ町

## ( 2 ) 障害別の状況

### 身体障害児者数の状況

#### ◆ 障害の部位別状況

身体障害者手帳の交付数を主な障害の部位別にみると、ほぼ横ばいに推移していますが、視覚障害はやや減少し、聴覚障害及び内部障害がやや増加しています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳（身体障害者）		1,053	1,041	1,017	1,020	1,023
内 訳	視覚障害	101	100	95	90	89
	聴覚・平衡機能障害	114	110	106	107	115
	音声・言語・そしゃく機能障害	15	13	10	12	12
	肢体不自由	544	525	518	521	514
	内部障害	279	293	288	290	293

資料：みなかみ町

#### ◆ 身体障害者手帳の等級別状況

身体障害者手帳の等級内訳をみると、1級が最も多く、全体の3割以上を占めています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳（身体障害者）		1,053	1,041	1,017	1,020	1,023
内 訳	1 級	366	353	341	344	345
	2 級	167	166	168	167	166
	3 級	145	143	134	131	138
	4 級	221	232	235	239	238
	5 級	85	83	81	83	79
	6 級	69	64	58	56	57

資料：みなかみ町

#### ◆ 年齢構成別

身体障害者手帳の等級の年齢構成をみると、6級では18歳未満の割合がやや高くなっています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳（身体障害者）		11	1,042	11	1,030	12	1,005	11	1,009	10	1,013
内 訳	1 級	3	363	3	350	2	339	2	342	3	342
	2 級	3	164	4	162	5	163	4	163	4	162
	3 級	0	145	0	143	2	132	2	129	2	136
	4 級	1	220	2	230	1	234	0	239	0	238
	5 級	0	85	0	83	0	81	0	83	0	79
	6 級	4	65	2	62	2	56	3	53	1	56

資料：みなかみ町

## 知的障害児者数の状況

### ◆ 療育手帳の等級別状況

療育手帳の交付数を等級別にみると、重度及び中軽度ともに増加しています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
療育手帳（知的障害者）		168	165	172	179	183
内 訳	重 度	48	48	49	50	53
	中軽度	120	117	123	129	130

資料：みなかみ町

### ◆ 年齢構成別

療育手帳の交付者の年齢構成をみると、18歳未満の比率は全体の12%～16%で推移し、18歳以上の比率は84%～88%で推移しており、ほぼ2：8の比率で一定となっています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
療育手帳（知的障害者）		168	165	172	179	183
内 訳	18歳未満	25	20	24	28	28
	18歳以上	143	145	148	151	155

資料：みなかみ町

## 精神障害者数の状況

### ◆ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付数をみると、年々増加しています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
精神障害者保健福祉手帳 （精神障害者）		52	58	66	67	77

資料：みなかみ町

### ( 3 ) 障害児の就学状況

#### ◆ 小学校・中学校における障害児の在籍状況

平成25年及び平成26年の小・中学校における障害児の在籍者数は、在籍児童数の1%前後を占めています。

単位：人（各年4月1日現在）

		平成25年	平成26年
小 学 校（6校）	在籍児童数	864	818
	在籍障害児数	14	10
中 学 校（4校）	在籍児童数	552	520
	在籍障害児数	5	4

資料：みなかみ町

#### ◆ 養護学校の在籍状況

平成25年及び平成26年の養護学校における在籍状況は、以下のとおりです。

単位：人（各年4月1日現在）

		平成25年	平成26年
養 護 学 校	小 学 部	3	4
	中 学 部	7	6

資料：みなかみ町

### 3 . サービスの支給決定状況

#### ( 1 ) 障害福祉サービス

訪問系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				平成23年	平成24年	平成25年
訪 問 系	身体介護	利用決定数／月	人	1	0	1
		利用決定量／月	時間	10	0	8
	家事援助	利用決定数／月	人	25	22	23
		利用決定量／月	時間	339	283	312
	通院等介助 (身体介護を伴う)	利用決定数／月	人	12	12	12
		利用決定量／月	時間	106	106	101
	通院等介助 (身体介護を伴わない)	利用決定数／月	人	19	19	17
		利用決定量／月	時間	193	182	159
	通院等乗降介助	利用決定数／月	人	9	7	10
		利用決定量／月	回	68	58	78
	同行援護 (身体介護を伴う)	利用決定数／月	人	9	9	9
		利用決定量／月	時間	105	107	107
	同行援護 (身体介護を伴わない)	利用決定数／月	人	21	21	19
		利用決定量／月	時間	297	293	285
	重度訪問介護	利用決定数／月	人	0	0	0
		利用決定量／月	時間	0	0	0
行動援護	利用決定数／月	人	0	0	0	
	利用決定量／月	時間	0	0	0	
重度包括支援	利用決定数／月	人	0	0	0	
	利用決定量／月	時間	0	0	0	

資料：みなかみ町

日中活動系サービスの支給決定状況

各年10月時点

			平成23年	平成24年	平成25年
日 中 活 動 系	生活介護	人	43	59	62
	自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人	1	4	4
	就労移行支援	人	3	3	2
	就労継続支援（A型）	人	1	1	1
	就労継続支援（B型）	人	11	21	20
	療養介護	人	1	5	5
	短期入所	人	13	18	19
	児童デイサービス	人	2	—	—

資料：みなかみ町

居住系サービスの支給決定状況

各年10月時点

			平成23年	平成24年	平成25年
居住系	共同生活援助	人	11	12	11
	共同生活介護	人	7	9	10
	施設入所支援	人	35	47	46
	宿泊型自立訓練	人	2	5	5

資料：みなかみ町

その他サービスの支給決定状況

各年10月時点

			平成23年	平成24年	平成25年
相談支援	計画相談支援	人	0	6	4
	地域移行支援	人	0	0	0
	地域定着支援	人	0	0	1

資料：みなかみ町

( 2 ) 障害児福祉サービス

① 通所系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				平成23年	平成24年	平成25年
通所系	児童発達支援	利用決定数／月	人	0	2	3
		利用決定量／月	人日	0	44	66
	放課後等デイサービス	利用決定数／月	人	—	0	0
		利用決定量／月	人日	—	0	0
	保育所等訪問支援	利用決定数／月	人	0	0	0
		利用決定量／月	人日	0	0	0
	医療型児童発達支援	利用決定数／月	人	0	0	0
		利用決定量／月	人日	0	0	0
障害児相談支援	利用決定数／月	人	0	0	0	

資料：みなかみ町

② 入所系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				平成23年	平成24年	平成25年
入所系	福祉型児童入所支援	利用決定数／月	人	1	1	2
	医療型児童入所支援	利用決定数／月	人	0	0	0

資料：みなかみ町



## 第3章 基本構想

### 1. 基本理念

これまでの「みなかみ町第2期障害者計画」の基本理念を引き継ぐことを基本とします。本計画では、以下のような社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会
- ◆ 障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会
- ◆ 障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会

「障害者の人権、価値、尊厳性は他の人と同じであり、障害を持つ人も持たない人も平等に生きる社会こそ自然な社会である」というノーマライゼーションの思想の普及と啓発や「ライフステージのすべての段階において、障害を持つがゆえに、人間的な生活条件から疎外されている人の全人間的復権を目指し、身体的、精神的、社会的に最も適した状態に機能を回復するための支援を行う」というリハビリテーションの促進は、今後も引き続き継承していくべき考え方であり、本計画においてもノーマライゼーションの理念推進とリハビリテーションの促進を基調として、社会にある様々な障壁を取り除き、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる共生社会の実現を目指していきます。

こうした社会の実現に向けて、本町では「人」と「人のつながり」を大切に住民との協働に基づいて、みなかみ町らしい障害者施策の充実を目指していきます。

## 2 . 施策の方向性（基本目標）

---

基本理念の実現に向けて、本計画においては、以下の6項目を基本目標に設定し、計画推進に向けて取り組んでいきます。

### (1) ともに支え合う意識の醸成

- 障害者への理解促進
- 福祉教育の充実
- 地域活動・ボランティア活動の支援
- 人権・権利擁護の推進

### (2) 生活支援サービスの充実

- 在宅福祉サービスの充実
- 施設サービスの充実
- 保健・医療サービスの充実

### (3) 療育・教育体制の充実

- 療育・相談体制の充実
- 学校教育の充実

### (4) 障害者の自立と社会参加の促進

- 地域生活移行の推進
- 雇用環境の改善に向けた啓発
- 就労の場の確保
- 就労移行支援の推進
- 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進

### (5) コミュニケーション環境の整備

- 情報提供・相談体制の充実
- コミュニケーション手段の確保

### (6) 暮らしやすいまちづくりの推進

- 住環境の整備
- 福祉のまちづくりの推進
- 移動支援の充実
- 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

### 3 . 施策の体系

#### 【基本理念】

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会
- 障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会
- 障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会



## 第4章 施策・事業の展開

### 1. とともに支え合う意識の醸成

町民すべてが、障害のある人もない人も一人ひとりの人間として尊重し合うことが社会形成の基本となります。そのためには、町民が障害者と障害そのものに対する理解を深めることが重要であり、広報活動、イベント、教育の場、ボランティア活動等あらゆる場において、理解の促進や啓発を図るとともに、障害のある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。

#### (1) 障害者への理解促進

##### ① 広報活動の推進

障害者の理解を深めノーマライゼーションの社会実現のため、みなかみ町社会福祉協議会、障害者団体及びボランティア団体との連携を強化し、町広報や町ホームページ、パンフレット等を活用して、広報・啓発活動を推進します。

##### ② 障害者手帳の認定、手帳交付の普及

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、この手帳を持っていないと障害福祉サービス等が受けられない場合もあるため、手帳交付と制度周知を図ります。

#### (2) 福祉教育の充実

障害者及び障害への認識と理解を促進するためには、幼少時からの教育が重要であり、小・中学校等の学校教育において、障害者及び障害への理解を深める教育を積極的に推進します。

##### ① 学校教育の推進

小・中学校の通常学級と特別支援学級の交流を推進します。

##### ② 人権教育の推進

障害の知識と理解を深め、人権感覚を育てるための教育を推進します。また、障害者に対する偏見と差別をなくすため、病気に関する知識等についても教育します。

### ( 3 ) 地域活動・ボランティア活動の支援

地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも気軽に、自然に助け合う社会の形成を目指します。

#### ① 地域ぐるみの福祉の推進

障害者が住み慣れた地域で、安心した生活が営めるよう、みなかみ町社会福祉協議会等と連携して支援の活性化を図ります。

#### ② 民生・児童委員、保健師等との連携

障害者への日常的な援助や相談を行う民生・児童委員や保健師等との連携を強化し、必要な情報提供や支援を行います。

#### ③ ボランティアの育成

自主的にボランティア活動を行っている人たちの登録やボランティア活動に参加してみたい人たちへの啓発に努めて、ボランティアの充実を図れるよう、みなかみ町社会福祉協議会等の活動を支援します。

#### ④ ボランティア活動の推進

町民だれもが気軽にボランティア活動に参加できるよう、みなかみ町社会福祉協議会のボランティアセンター機能を支援するとともに、町広報等を通して情報を提供します。

### ( 4 ) 人権・権利擁護の推進

保護者の高齢化等に伴い利用者が予想されることから、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の防止・支援体制の整備を推進します。

#### ① 人権・権利擁護の周知

判断能力が不十分な方の財産保全や契約の援助等を行なう後見人を裁判所が選任する成年後見制度、金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、広報活動等により制度の周知を図ります。

#### ② 虐待防止に向けた連携協力体制の整備

障害者虐待の未然防止や早期発見、早期対応と適切な支援を行うため、地域自立支援協議会等と連携し、地域における関係機関等との協力・支援体制の整備を進めます。また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の未然防止はもとより、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応をとるため、障害者虐待防止センターとの連携協力を推進します。

## 2．生活支援サービスの充実

---

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行います。

障害者が一人の生活者として、自らの生活を自らの意志で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害者ができる限り主体的に自立生活するための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的の充実に努め、すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた取り組みを推進します。

### (1) 在宅福祉サービスの充実

障害者が地域で生活できるよう、ニーズに応じた在宅サービスの充実に努めます。

#### ① 自立支援のためのサービスの充実

障害者の地域生活支援のため、適切なケアマネジメントや各種相談を受け付ける相談窓口の充実を図ります。また、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、同行援護等のサービス提供を実施します。

#### ② 日中活動の充実

介護給付の生活介護に加え、日中一時的に預かる日中一支援事業や日中に作業の場を提供する地域活動支援センター機能強化事業等を実施します。

#### ③ 重度障害者の支援

介護給付の重度訪問介護や重度障害者に対して重度障害者等包括支援等を実施し、障害福祉サービスの充実を図ります。

## ( 2 ) 施設サービスの充実

ノーマライゼーション社会の実現のための方策の一つとして、施設での生活から地域生活への移行を目指します。

### ① 入所施設体制の整備

入所施設は、地域の実情を踏まえ、真に必要なものに限定するとともに、入所施設における支援を必要とする障害者の特性やニーズに対応する体制整備に努めます。

### ② 入所施設の在り方の見直し

入所施設は、住まいの場あるいは夜間の居場所という考え方が普及するよう努めます。

### ③ 地域生活への移行推進

障害者は施設という認識を改めるため、保護者及び関係者等の地域福祉への理解を促進します。

### ( 3 ) 保健・医療サービスの充実

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため健康診査等の推進、障害の早期発見及び障害に対する適切な医療を提供し、障害者に対する適切な保健サービスを提供します。

#### ① 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

妊産婦の健康診査、保健指導及び健康教育、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査、保健指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障害の疑いのある乳幼児に対し、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

#### ② 適切な保健・医療サービスの提供

自立支援医療等の公費負担制度の普及、町等が実施する保健サービス制度の広報と普及を図り、障害者の保健・医療サービスの活用を促進します。

#### ③ 保健サービスの充実

障害者の健康の保持・増進、精神疾患等に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制を検討し、充実を図ります。

#### ④ 障害に対する医療の充実

医療機関、保健師及びホームヘルパー等の関係者と連携を密にして在宅でねたきりの障害者や在宅療養者等に対する往診、訪問看護及び訪問介護の充実を図ります。

#### ⑤ 精神保健福祉施策の推進

精神障害者が退院後に安心して生活ができるよう福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備を図ります。精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるように医療機関等と連携を図り、個人の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めます。

また、利根沼田地域の自殺率が高い状況であることから県及び関係団体等と連携し、自殺予防対策の推進に努めます。



## 3 . 療育・教育体制の充実

---

障害児の発達レベル、障害の状態は多種多様であり、子どもたちはそれぞれ多様な療育・教育ニーズを持っています。そして、これら子どもたち一人ひとりの多様なニーズに適切に応えられる療育・教育を継続して提供していくことが求められています。

障害児一人ひとりが、障害の程度に応じた学習の機会を確保できるよう推進します。また、発達障害など療育・教育に特別なニーズのある児童についても適切な対応の充実を図ります。

### ( 1 ) 療育・相談体制の充実

保健、医療、福祉及び教育等の関係分野が連携し、障害の程度や種類、家庭の状況に応じて、適切な療育・教育が確保されるよう努めます。

#### ① 療育体制の充実

幼児の子育てに関する悩みや不安に対し、早期に対応するとともに、診療、相談及び指導體制の充実を図ります。障害の発見から適切な治療や療育、教育支援及び就労等へと一貫した支援に結びつくよう支援ファイルを活用し、適切な相談支援に努めます。

#### ② 障害児保育等の充実

障害児が早い段階から集団生活に慣れ、障害を持たない幼児との交流を促進し障害児を受け入れる保育所等の職員の資質向上や職員増員を検討します。また、特別支援学校や特別支援学級へのスムーズな移行を図るため、保育所や幼稚園等との連携を強化します。

#### ③ 専門家による巡回相談の充実

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）及び自閉症スペクトラム障害の障害児への指導方法について、保育所や幼稚園等に対して専門家による巡回相談を行うなど県と連携し、巡回相談の充実に努めます。

#### ④ 障害児支援の充実

児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援及び障害児相談支援の充実に努めます。

## ( 2 ) 学校教育の充実

特別支援学級において、保健・福祉の関係機関との連携を図り、障害児一人ひとりの特性、発達段階に応じた適切な教育の推進を図ります。また、卒業後においては、進路選択を円滑にするため、障害児の適正把握に努めるとともに学校選択の指導等による適正就学の推進を図ります。

### ① 学校教育の充実

障害児一人ひとりの状況を把握するとともに、本人及び保護者の意見も尊重しながら適正な教育・指導を図ります。

### ② 教育相談の整備

小・中学校及び特別支援学校において、きめ細かい教育相談に応えられるための体制整備を図ります。

### ③ 専門家による相談の実施

障害児への指導方法について、学校の担当職員に対して専門家による相談を行い、適切な教育が行えるよう努めます。

### ④ 専門家による講演会の実施

学校の教職員に対して専門家による講演会を実施し、障害児に対する対応や理解の促進を図ります。

### ⑤ 学校における福祉教育

小・中学校等の教育では、人権尊重の精神に基づき、福祉のこころを育て、福祉を実践する力を養い、こころ豊かな人格形成を図るための福祉教育を推進します。

### ⑥ 就労に向けての連携強化

学校教育を修了した後や施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるように就労移行支援・就労継続支援事業者や障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、障害児本人の希望に沿った適切な職業に就けるよう支援します。

## 4 . 障害者の自立と社会参加の促進

---

障害者の自立と社会参加を促すために生活する地域での理解、支援、就労は必要不可欠です。障害者の雇用・就労については「雇用対策法」、「職業安定法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等において、雇用の促進及び就労の安定を図るために必要な施策を推進するよう努めると示されています。

地域生活移行者の支援と障害者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、障害者の地域での生活支援や就労支援を推進します。地域生活へ移行される障害者に対し、地域生活支援については、相談支援体制の充実を図り、就労支援については、公共職業安定所等の実施する職業相談・職業訓練・能力開発・職業紹介等に協力します。また、障害者一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じたスポーツ・レクレーションや文化活動への参加を促進します。

### ( 1 ) 地域生活移行の推進

施設・精神科病院から退所・退院の際に、安定した地域生活を送れるよう支援体制の充実を図ります。

#### ① 地域生活移行に向けた支援

施設・精神科病院から退所・退院の際に、安定した地域生活を送れるよう、施設、病院、行政及び地域等が連携して支援する体制を整備します。

#### ② 相談支援の充実

地域での生活を支援するため、相談・情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う相談支援事業の充実を促進します。

#### ③ グループホーム等の新設

入所・入院している障害者が地域生活へ移行するためには、住居の確保が必要不可欠です。圏域での整備状況等を踏まえ、グループホーム等の新設について検討し整備を図ります。

#### ④ 指定相談支援事業の整備

サービス利用者すべてのサービス利用計画を作成し、集中的なケアマネジメントやモニタリング、生活支援サービスを円滑に提供できるよう相談や情報提供を行う特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の実施機関の充実を図るとともに行政と相談支援事業者の役割分担を明確にし、総合的な相談支援体制の整備を促進します。また地域の相談支援を重層的に支援できる仕組みとするため、基幹相談支援センターの機能強化を推進します。

#### ⑤ 地域自立支援協議会の充実

圏域で設置している地域自立支援協議会において、地域の課題を把握し、情報を共有することで広域的な課題解決に向けて取り組み、地域のサービス基盤の整備を促進します。

#### ⑥ 地域生活支援拠点等の整備

地域自立支援協議会等で検討し、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点づくり又は、面的な体制を整備します。

### ( 2 ) 雇用環境の改善に向けた啓発

公共職業安定所等と連携して障害者の雇用を促進するとともに、障害者の雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

#### ① 障害者の雇用促進

障害者の雇用を促進するため、障害者雇用制度の啓発・普及を図ります。

#### ② 障害特性に配慮した雇用環境の整備

障害者が長期間安定して就労するために障害者の能力や適性を活かし、いきいきと働くことができるよう、障害の知識や理解のための啓発活動を実施し、就業時の条件整備を図ります。

#### ③ 雇用促進に向けた制度の促進

就労援助者が障害者の職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度等の支援策を活用し、障害者雇用の促進を図ります。

### ( 3 ) 就労の場の確保

公共職業安定所等と連携して障害者の就労の場の確保を推進します。

#### ① 障害者にやさしい職場の確保

職場での障害者の理解を図り、障害のため就労が困難な人への働く場を確保し障害に配慮した適切な就労の場の確保に努めます。

#### ② 関係機関の連携による就労支援体制の整備

地域自立支援協議会を活用し、就労支援の関係者によるネットワークを構築し障害者が必要なときに適切な就労支援を受けられる体制を整備します。

また、障害者就業・生活支援センターと連携し、求職・職場定着・生活相談により職業生活の自立を支援します。

#### ③ 地域活動支援センター事業の実施

就労移行支援・就労継続支援等へ移行するためのステップアップの事業として地域活動支援センター事業を実施します。

#### ④ 就労継続支援の推進

就労の場の提供及び就労に必要な知識や能力向上のため、就労継続支援の整備を推進します。

### ( 4 ) 就労移行支援の推進

障害者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるように福祉的就労の場である就労移行支援等での訓練を推進します。

#### ① 就労の支援

就労を希望する障害者が就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練等を受ける就労移行支援を推進します。

#### ② 一般就労への移行

就労移行支援での訓練後は、公共職業安定所を中心とする労働関係機関等との連携を図り、就労移行を促進します。

## ( 5 ) 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進

障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動は、社会参加だけでなく、感覚訓練や機能訓練にも寄与しており、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の参加を推進します。

### ① スポーツ施設の環境整備

スポーツ施設は、障害者が利用しやすいようバリアフリー化を図り、スポーツに親しむ環境整備に努めます。

### ② スポーツ・レクリエーションの充実

各種障害者スポーツ・レクリエーションを支援するとともに、あらゆる分野の活動に障害者が参加できる体制整備に努めます。

### ③ 社会参加・余暇活動に関する情報の提供

多様な社会参加を支援するため、障害者の参加が可能なスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報提供に努めます。

## 5 . コミュニケーション環境の整備

---

視覚・聴覚障害者は、情報の収集利用に大きなハンディーキャップがあります。必要な情報を家庭など身近なところでの確かつ十分に収集でき、円滑にコミュニケーションができるサービスが必要です。また、サービスの利用については、障害者やその家族が適切なサービス選択・決定等が可能となるよう情報提供に努めます。

### ( 1 ) 情報提供・相談体制の充実

視覚・聴覚障害者や知的障害者の人は、その障害の特性から保健・医療・福祉その他の各般にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への相談や情報の入手等が課題となっています。視覚・聴覚障害者及び知的障害者への情報提供の充実を図ります。

#### ① 福祉サービス等の情報提供の充実

障害者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう福祉サービス等に関するパンフレットの配布、町広報及び町ホームページへの掲載、サービス事業所等関連機関への周知等を通じて広報活動の充実を図ります。また、重度障害等でサービス情報が得られない方については、必要に応じて相談員が訪問等によりサービス情報を提供します。

#### ② 職員の専門性の確保

障害関連に携わる町の職員については、適切に業務が推進できるよう研修等を通じ専門性の確保に努めます。

### ( 2 ) コミュニケーション手段の確保

視覚、言語機能、音声機能及びその他の障害により、意思疎通を図ることが難しい人に対して、コミュニケーション手段である手話通訳派遣等の整備に取り組みます。

#### ① 聴覚障害者に対する支援

医療機関の受診や催し物等に必要の手話通訳者・要約筆記者の派遣を支援します。

#### ② 視覚障害者に対する支援

点字や福祉用具の活用によるコミュニケーション手段の整備を推進します。

## 6 . 暮らしやすいまちづくりの推進

---

建築物、道路及び交通機関等における物理的な障壁を除去することは、障害者の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件です。生活環境面の改善は行政、民間事業者及び町民が一体となって推進し、施設・設備の整備については、誰もが快適で生活しやすいように努めます。

障害者が安心して地域で生活できるよう、障害者の日常生活に適する在宅の整備を促進するとともに、障害者に配慮した防災対策を充実する必要があります。

すべての町民にとって暮らしやすいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための根幹をなす施策と位置づけ取り組みます。

### ( 1 ) 住環境の整備

障害者が地域の中で安心して生活できるように障害者の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

#### ① 住宅改修・改造に対する周知

障害者が住みなれた住居で快適に継続して生活が送れるよう重度の身体障害者の住宅改修・改造の助成制度の周知等を図り、必要な住宅改修・改造を促進します。

#### ② 住宅改修・改造の相談機能の充実

建築士や理学療法士等との連携を深め、住宅改修・改造について相談機能の充実を図ります。

#### ③ 町営住宅の整備

新設の町営住宅については、住宅内部の段差の解消等バリアフリー化を推進し、身体機能の低下に配慮した長寿社会対応仕様の誰もが住みやすい住宅を目指します。



## ( 2 ) 福祉のまちづくりの推進

障害者が健康で生きがいを持って生活していくために外出の機会を増やすことは重要です。障害者が安心して行きたい所へスムーズに外出できるように公共交通機関、道路及び建築物等のバリアフリー化の整備に加えて、町民の理解と協力を推進します。

### ① 地域づくりの推進

車いす使用者や視覚障害者が困っているのを見かけたら、気軽に手助けする考え方の普及を図ります。また、知的障害、精神障害及び発達障害に対する理解を深め、みんな同じ町民として暮らすことのできる社会の醸成に努めます。

### ② 障害者に配慮したまちづくり

公共施設の整備等の際には、障害者から意見を聞くなど、障害者の視点に立ったまちづくりを推進します。

### ③ 道路環境の整備

歩道の整備、段差・勾配の解消、障害物の除去等による道路のバリアフリー化を推進するとともに、視覚障害者用ブロックの敷設、標識の大型化、視覚障害者用付加信号機の設置促進等、障害者の移動に配慮した道路環境整備に努めます。

### ④ 交通安全の推進

運転者が交通弱者に対する配慮ある運転を身につけ、交通マナーを遵守するよう意識啓発に努めます。

## ( 3 ) 移動支援の充実

外出が困難な障害者を対象にした外出時の支援等の充実を図ります。

### ① 利用者の負担軽減

重度の身体障害者を対象にタクシー券の交付や介護用車両を購入する費用を助成することで外出時の負担軽減を図り、障害者の外出について支援します。

### ② 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な障害者について、社会生活の必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動支援事業の充実を図ります。

## ( 4 ) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

障害者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、各種関連団体等との連携による緊急時・災害体制の確立を図ります。また、障害者の状況や特性等を把握し、その状態に応じた緊急時・災害対策が図られるよう支援体制の整備に努めます。

### ① 災害時の障害者支援施策の推進

災害時における障害者の避難援助の方策、避難場所の把握、避難確認の方法及び福祉避難所の開設等、総合的な支援施策を整備します。

### ② 避難誘導體制等の確立

地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織や行政・福祉団体等の協力のもと、避難誘導、情報伝達及び救助体制等の確立を図ります。

### ③ 防災情報システムの充実

聴覚障害者を対象とした災害時における情報提供をはじめ、障害者に対する広報体制の充実に努めます。

### ④ 防災意識の啓発

障害者を災害から守るため、防災意識の普及と啓発を図ります。

## 第5章 計画の推進

### 1. 推進体制

---

#### (1) 実施計画

本計画を基本計画と位置づけ、本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため具体的な施策の内容や目標等を定めた実施計画を策定します。

- 実施計画は、平成27年度を起点とし、3年間の計画とします。
- 実施計画のうち、障害福祉サービス等にかかる分野については、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とします。

#### (2) 計画の分析・評価・見直し

計画期間中は、計画に基づく施策・事業について分析・評価を行い、効果的かつ適切な施策・事業を推進するとともに、施策・事業の重点化を図るため、必要な見直しを図ります。

また、計画進捗状況を継続的に点検するとともに、障害者のニーズや社会経済状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

みなかみ町  
第3期障害者計画

平成27年3月

---

発行：みなかみ町

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

TEL 0278-62-2111 FAX 0278-62-2291

編集：みなかみ町 町民福祉課

**みなかみ町**  
**第4期障害福祉計画**

平成27～29年度

# 目次

## 第4期障害福祉計画

### 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	3
2. 計画の基本理念	3
3. 計画策定の目的	4
4. 計画の概要	5
(1) 計画の法的根拠	5
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	6
(1) 関係機関へ聞き取り調査の実施	6
(2) 利根沼田地域自立支援協議会の活用	6
(3) パブリックコメントの実施	6

### 第2章 計画の基本目標

1. 基本目標	7
2. 計画における視点	8

### 第3章 障害福祉サービスの展開

1. 第3期計画の実績	9
(1) 第3期計画におけるサービス提供の状況	9
(2) 地域生活支援事業の状況	12
(3) 障害児福祉サービスの状況	13
2. サービス体系及び数値目標	14
(1) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系	14
(2) 本町における地域生活支援事業の考え方	19
(3) 平成29年度の目標値	20

3. 本町におけるサービス見込量の考え方	24
4. サービス見込量及び見込量確保のための方策	26
(1) 訪問系サービス	26
(2) 日中活動系サービス	26
(3) 居住系サービス	27
(4) その他サービス	27
(5) 地域生活支援事業	28
(6) 障害児福祉サービス	30

## 第4章 計画の推進

---

1. 推進体制	31
2. 計画の達成状況の調査・分析・評価	32
3. 計画への反映	32

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、サービス体系全般の見直しが行われ、障害者への安定的な支援制度の構築が図られてきました。

しかし、平成21年9月の政権交代を契機として、障害者自立支援法を廃止する機運が高まり、国においては新たな法律の制定に向けて検討が進められました。具体的には、国は障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障害者の定義等の見直しや全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正しました。

平成24年10月には、障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」を施行し、平成25年4月には、障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」が施行となりました。

本町では、平成26年度までの「みなかみ町第3期障害福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況、目標数値及び課題等を検証し、国や県の指針や障害者制度改革を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制、自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保することを目的として、平成27年度から平成29年度までの3年を期間とする「みなかみ町第4期障害福祉計画」を策定し、計画的に障害福祉施策を推進することとしました。

## 2. 計画の基本理念

障害者基本法では「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を基本的理念としています。

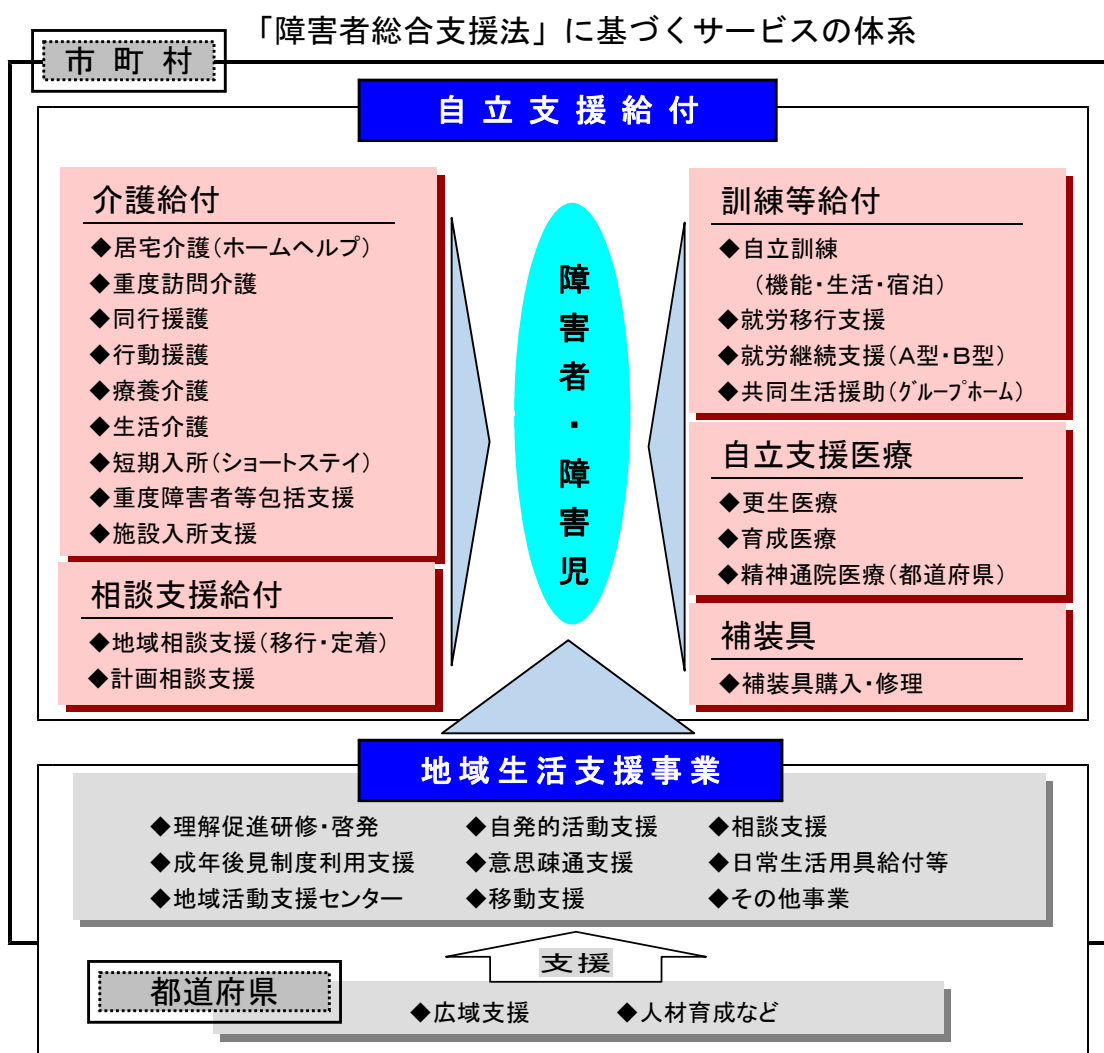
本町では「障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会」、「障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会」、「障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会」を基本理念に障害福祉施策の充実を図ります。



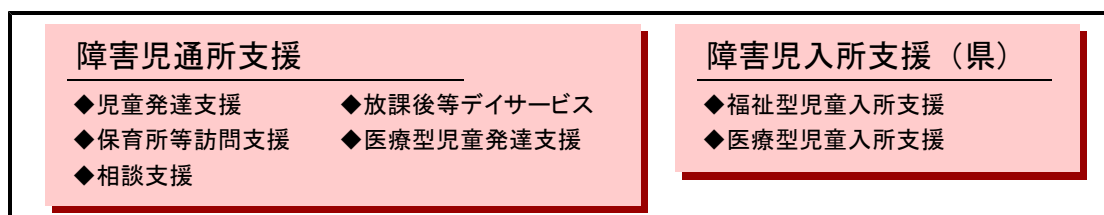
### 3. 計画策定の目的

障害者総合支援法の各種サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に編成され、障害児通所・入所支援は、児童福祉法に基づいています。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各年度ごとの必要見込み量等について、具体的な数値目標や取り組みを明確にする必要があります。

本計画は、障害福祉サービスを中心とした計画で、計画期間における具体的なサービス見込み量やサービス確保の方策を示し、本町の障害福祉施策を計画的に推進することを目的としています。



### 「児童福祉法」に基づくサービスの体系



## 4 . 計画の概要

### ( 1 ) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき策定が義務づけられています。また、障害者総合支援法第88条第6項において、障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画（障害者プラン）と調和が保たれたものでなければならないと定めています。

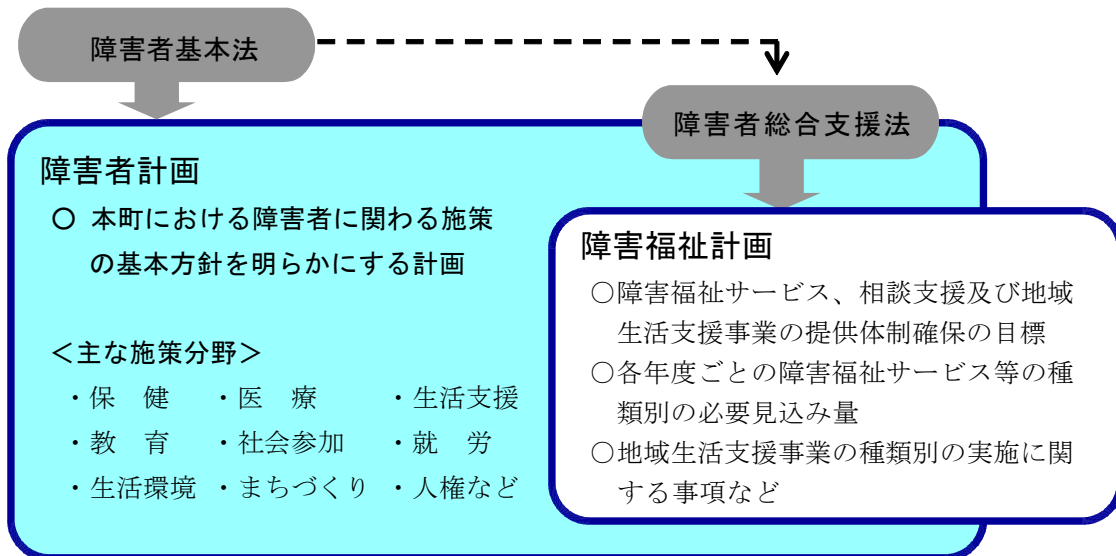
本計画作成上の留意事項等については、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき、国から基本的な指針が示されているため、本計画も国の基本的な指針に準じて作成しています。

### ( 2 ) 計画の位置づけ

本計画は、本町における障害福祉施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針を定めた計画です。したがって、本計画は障害者計画と一体的に取り組んでいくこととします。

本町の総合計画は、障害者計画・障害福祉計画の上位計画となることから、総合計画との整合性に配慮するとともに、国や県の計画との整合性を図るものとします。

#### 計 画 の 位 置 づ け



### ( 3 ) 計画の期間

本計画の期間については、平成27年度から29年度までの3年間の計画とします。また、本計画における目標等について、年1回実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 5 . 計画の策定体制

---

### ( 1 ) 関係機関へ聞き取り調査の実施

みなかみ町社会福祉協議会や役場関係各課等の障害関係機関から障害者施策における課題や要望等の聞き取り調査を実施し、本計画に反映させます。

### ( 2 ) 利根沼田地域自立支援協議会の活用

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行、その他地域の課題を共有し、県や利根沼田の各市町村等との協働により、計画的に必要な障害福祉サービスの基盤整備や障害者への支援体制の構築を着実にを行うため、利根沼田圏域の市町村、事業者、雇用、教育及び医療等の関係者から構成される「利根沼田地域自立支援協議会」において、計画内容の検討を行います。

### ( 3 ) パブリックコメントの実施

計画案を公表し、パブリックコメントにより、町民からの意見を本計画に反映させます。

## 第2章 計画の基本目標

### 1. 基本目標

障害者総合支援法では「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスによる支援、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行います。

障害者総合支援法の考え方を踏まえて、本町では本計画における基本目標を以下のとおり設定しました。

#### 障害者の自立と地域社会における共生の実現

障害者の自立と地域社会における共生を実現するためには、障害者自らの意志により、生活する場やサービス利用を選択・決定できることが重要であると考えます。障害者の自己選択・自己決定を尊重し、障害者のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を推進します。

また、社会参加の機会の確保や社会的障壁を除去することにより、地域社会における共生の実現に向けた環境整備を推進します。

#### 利用者本位のサービス体系の充実

障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病患者等が支援の対象となり、障害支援区分の創設、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支援体制が拡充されたことにより、本町の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の充実を図ります。

#### 地域生活移行や就労支援を促進するためのサービス提供基盤の整備

障害者の自立を促進するためには、安定した生活が確立されることが必要であると考えます。障害者を総合的に支援する観点から就労支援事業のサービス提供基盤の整備、県等との雇用施策の連携及び地域の関係機関との連携により、福祉施設から一般就労への移行を推進し、総合的な就労支援の充実を図ります。

また、施設入所者の就労を理由とする退所が少ない状況を踏まえ、施設入所者に対しては、地域生活への移行を促進するためのサービス提供を強化し、その提供基盤の整備及び地域生活支援の拠点整備を図ります。

## 2．計画における視点

---

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、以下の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいくこととします。

### 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を必要とする障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。特に精神障害者に対する訪問系サービスの充実など、障害種別間格差や地域格差の是正に留意してサービス提供基盤の整備を行います。

### 希望する障害者に対する日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター）で提供されるサービス利用を希望する障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

### 施設入所・入院から地域生活への移行を推進

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。グループホームの整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

### 地域生活支援拠点等の整備

利根沼田地域自立支援協議会等で検討し、利根沼田圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点づくり又は、面的な体制を整備します。

### 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。また、福祉施設における雇用の拡大にも取り組みます。

### 適切なサービス利用を支える相談体制の構築

サービス提供基盤を整備するとともに、適切なサービス利用を支える相談支援体制の整備が必要と考えられることから利根沼田地域自立支援協議会を活用し、更なる相談支援機能の強化を図ります。現行の相談支援センター運営事業を継続し、基幹相談支援センターの充実強化を図ります。

## 第3章 障害福祉サービスの展開

### 1. 第3期計画の実績

#### (1) 第3期計画におけるサービス提供の状況

自立支援給付の訪問系サービス提供の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	34	41	33	44	33	44
		時間	387	279	378	299	378	313

※平成24年度・25年度実績は年度分の平均値。平成26年度は4月～9月までの平均値。

#### 訪問系サービスにおける現状と課題

居宅介護の家事援助及び通院等介助サービスの利用時間が増加しており、同行援護の利用者・利用時間は、横ばいとなっています。また、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の利用者は、今のところおりません。居宅介護、重度訪問介護及び同行援護のサービスを提供できる指定事業所は、町内に3か所ありますが、行動援護と重度障害者等包括支援については、町内に指定事業所がありません。

利用者の多くは視覚障害者であり、利用時間は居宅介護のサービスが最も多く続いて同行援護のサービスが多い状況です。居宅介護のサービスの内訳は、家事援助のサービス利用時間が最も多く、続いて通院等介助のサービスが多い状況であり、身体介護については、利用者・利用時間は、少ない状況にあります。

障害により、必要なニーズや支援の内容が異なるため、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図る必要があります。

自立支援給付の日中活動系サービス提供の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日 中 活 動 系	生活介護	人	59	56	61	59	63	59
		人日	1,298	1,138	1,342	1,146	1,386	1,132
	療養介護	人	5	5	5	5	5	5
	短期入所	人	4	4	5	3	5	4
		人日	24	43	30	35	30	50
	自立訓練(機能)	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活)	人	0	2	0	2	1	1
		人日	0	34	0	52	22	25
	就労移行支援	人	4	3	6	2	5	2
人日		88	53	132	26	110	18	
就労継続支援(A型)	人	1	1	2	1	2	1	
	人日	22	20	44	21	44	7	
就労継続支援(B型)	人	17	18	18	16	19	16	
	人日	374	341	396	300	418	325	

※平成24年度・25年度実績は年度分の平均値。平成26年度は4月～9月までの平均値。

### 日中活動系サービスにおける現状と課題

生活介護のサービスを提供できる事業所は、町内に4か所ありますが、療養介護、短期入所、自立訓練及び就労支援のサービスは、町内に指定事業所がありません。

町内にないサービスについては、町外の事業所を円滑に利用できるよう、情報提供や利用支援を行います。

中・軽度の障害者からは就労支援の利用ニーズがあり、今後体制整備が必要となります。

### 自立支援給付の居住系サービス提供の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居 住 系	共同生活援助 共同生活介護	人	19	20	21	21	23	23
	施設入所支援	人	48	48	48	47	47	46
	宿泊型自立訓練	人	1	4	0	4	0	3

※平成24年度・25年度実績は年度分の平均値。平成26年度は4月～9月までの平均値。

### 居住系サービスにおける現状と課題

町内に居住系サービスを提供できる指定事業所はありません。共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援及び宿泊型自立訓練のサービスの利用者は、横ばいとなっています。また、施設入所支援については、利用者の重度化・高齢化や介護保険サービスの利用等により、わずかな減少が予測されます。

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月から共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。改正後は、グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行います。障害者総合支援法の基本方針として、施設入所・入院から地域への移行を推進することが定められており、地域移行の受け皿となるグループホームの整備が必要となります。

### 自立支援給付の相談支援の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相 談 支 援	計画相談支援	人	1	3	6	15	8	18
	地域移行支援	人	0	0	0	0	1	0
	地域定着支援	人	1	0	0	1	0	1

※平成24年度・25年度実績は年度分の平均値。平成26年度は4月～9月までの平均値。

### 相談支援における現状と課題

平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、障害者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、平成27年3月末までに、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害者について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成が必要となりました。本町の計画作成済の割合は、高い状況にあります。

また、福祉施設や医療機関からの地域移行やその後の地域生活を継続するための相談支援等への対応のため、サービス計画を作成する人材の確保や体制整備が必要となります。



## ( 2 ) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の状況(1か年当たり)

サービス種別		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	回	0	1	0	1	0	1
	自発的活動支援事業	回	0	1	0	1	0	1
	相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	件	0	0	1	0	1	0
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	24	13	24	30	24	32
	日常生活用具給付事業	件	360	406	372	498	384	534
	手話奉仕員養成研修事業	回	0	0	0	0	0	0
	移動支援事業	時間	960	1,184	960	1,493	960	1,493
	地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
任 意 事 業	日中一時支援事業	回	480	352	504	267	528	264
	生活サポート事業	回	0	0	0	12	0	5
	自動車改造助成事業	人	0	0	0	1	0	0
	訪問入浴サービス事業	人	2	0	2	0	2	0

※平成24年度・25年度は実績。平成26年度は見込み。

### 地域生活支援事業における現状と課題

地域生活支援事業は、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて実施できる事業です。

理解促進研修・啓発事業は、ふれあい交流会を実施し、自発的活動支援事業は、みなかみ町身体障害者福祉協会研修旅行等を実施しました。

相談支援事業の指定事業者は、利根沼田圏域内に1箇所あります。多様な相談への対応のため、相談支援専門員の人材確保が必要となります。

成年後見制度利用支援事業と成年後見制度法人後見支援事業の利用者は、今のところありません。

意思疎通支援事業は、手話通訳者派遣事業であり、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託しています。

日常生活用具給付事業は、障害者が日常的に使用する用具の購入費を助成していますが、ストーマ装具の交付件数が圧倒的に多く、膀胱・直腸機能障害者の増加により、今後も増加する見込みです。

移動支援事業の事業所は、町内に3箇所あります。また、保護者の負担を軽減するため、町外の特別支援学校に通う障害児の通所支援を実施しています。

地域活動支援センター事業の事業者は、町内に1箇所ありますが、定員20名に近い利用者がいるため、定員に達すると待機になる状況です。また、町外の地域活動支援センターを円滑に利用できるよう支援しています。

日中一時支援事業は、町内に事業所がないため、町外の事業所を円滑に利用できるよう支援しています。また、その他の任意事業についても利用者が円滑に利用できるよう努めます。

### ( 3 ) 障害児福祉サービスの状況

#### ① 障害児通所支援の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
通 所 支 援	児童発達支援	人	—	2	—	2	—	2
		人日	—	36	—	30	—	27
	放課後等デイサービス	人	—	0	—	0	—	6
		人日	—	0	—	0	—	50
	保育所等訪問支援	人	—	0	—	0	—	0
		人日	—	0	—	0	—	0
	医療型児童発達支援	人	—	0	—	0	—	0
		人日	—	0	—	0	—	0
	障害児相談支援	人	—	0	—	1	—	3

※平成24年度・25年度実績は年度分の平均値。平成26年度は4月～9月までの平均値。

#### 障害児通所支援における現状と課題

障害児通所支援の計画値は、第3期障害福祉計画に上げていないため、記載していません。また、障害者自立支援法等の改正により、従来の児童デイサービスは、平成24年4月1日から児童福祉法に基づく事業となり、児童発達支援・放課後等デイサービスとして再編されました。

障害児通所支援のサービスを提供できる事業所は、町内にありませんので、町外の事業所を円滑に利用できるよう、情報提供や利用支援を行います。

放課後や長期休暇中の利用ニーズに対応できるよう、サービス提供の体制整備が必要となります。

#### ② 障害児入所支援の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
入 所 支 援	福祉型児童入所支援	人	—	1	—	2	—	2
	医療型児童入所支援	人	—	0	—	0	—	0

※平成24年度・25年度実績は年度分の平均値。平成26年度は4月～9月までの平均値。

#### 障害児入所支援における現状と課題

障害児入所支援の福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県が支援しています。

## ２．サービス体系及び数値目標

### ( 1 ) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系

サービスの体系は、個々の障害者の障害程度や勘案すべき事項を踏まえた上で障害者の自立を支援するため、個別に支給決定が行われる自立支援給付と各市町村が地域の実情や利用者の個別状況に応じて柔軟に実施することのできる地域生活支援事業に大別され、自立支援給付は、さらに介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付に区分されます。中でも障害の重い利用者に配慮した重度訪問介護、重度障害者等包括支援等のサービス、地域生活支援や就労支援といった課題に対応するための自立訓練、就労移行支援のサービス等、障害の個別性に配慮した上で、地域生活への移行や自立した生活が営めるようなサービス体系となっています。

このことを踏まえ、本町において実施運営される事業の概要は、以下のとおりです。

#### 自立支援給付

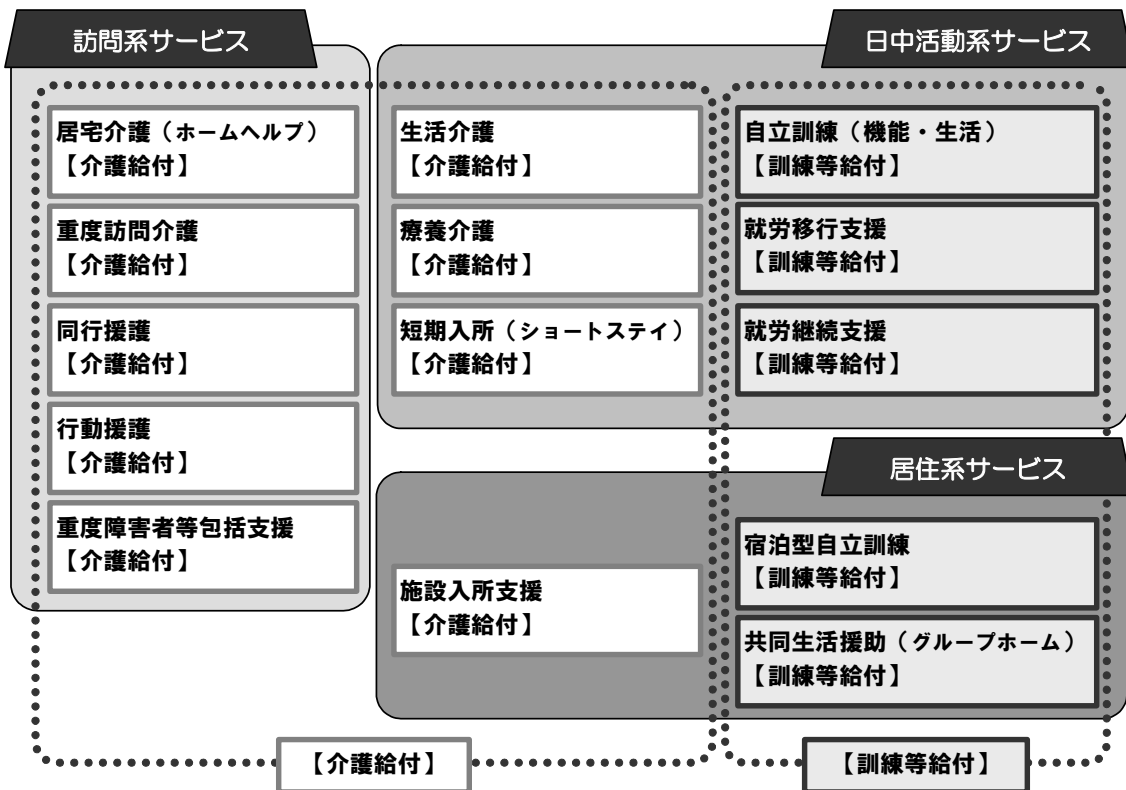
サービス種別		サービスの概要
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴・排せつ・食事の介護など居宅での生活全般における介助サービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者（基本的に18歳以上）を対象として居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスです。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に同行し移動に必要な支援を行うサービスです。
	行動援護	行動上、著しい困難のある方を対象として行動の際に生じうる危険回避のための援助や外出時の移動の支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方を対象として居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供する支援です。
	生活介護	常に介護を必要とする方（基本的に18歳以上）を対象として主に日中における障害者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事の介護、創作活動及び生産活動等のサービスです。
	療養介護	基本的に18歳以上の方を対象として主に日中における病院等で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理下での介護や日常生活上の援助など医療を受けながら介護の提供を受けることができるサービスです。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等の場合に利用できる短期の入所による介護サービスです。
	施設入所支援	基本的に18歳以上の施設入所者を対象として主として夜間において入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

サービス種別		サービスの概要
訓練等給付	自立訓練 (機能・生活・宿泊)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。宿泊型のサービスもあります。
	就労移行支援	就労を希望する方を対象として一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象として就労機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む方に住居において入浴・排せつ・食事の介護、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

現行のサービス体系においては、障害の種別や自宅か施設かといった形式的な区分ではなく、機能や目的に応じてサービスの選択と利用が可能となるように、これまで入所施設のサービスであったものを昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）とに分けることで利用者の生活スタイルに応じて柔軟にサービスを組み合わせることができるようになっています。

例えば、入所施設でのサービスを利用している場合も、地域生活への移行が進めば夜のサービスの利用をやめて昼のサービスだけを利用するといった選択が可能となります。機能・目的別の視点から自立支援給付を整理すると以下のとおりです。

### 機能・目的別に見た「自立支援給付」



## 地域生活支援事業

### < 必須事業 >

#### 1. 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため障害者等に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

#### 2. 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

#### 3. 相談支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助を実施します。

#### ○ 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供と助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行います。

#### ○ 地域自立支援協議会

地域の課題を共有し、サービス基盤の整備を進めるため、相談支援事業者、福祉サービス事業者及び保健・医療関係者など関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害者等を支えるための中核的役割を果たす協議会の場として利根沼田圏域で実施します。

#### 4. 成年後見制度利用支援事業

知的障害者及び精神障害者が経済的な理由等で成年後見制度の利用が困難な場合、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

#### 5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

本町では、現段階において事業を実施していませんが、今後実施に向け体制整備に努めます。

## 6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

## 7. 日常生活用具給付事業

重度の身体・知的・精神障害者等に対し、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成します。

## 8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等の意思疎通を図ることを目的として手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的とします。本町では、現段階において事業を実施していませんが、今後実施に向け体制整備に努めます。

## 9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上の必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

## 10. 地域活動支援センター事業

身体・知的・精神障害者等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を実施し、日中活動の場の提供及び就労に向けた訓練の機会等を提供します。

## < 任意事業 >

### 1. 日中一時支援事業

障害者等を一時的に預かることにより、日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。宿泊を伴わない日中利用の事業を適切な事業運営ができると認める社会福祉法人等に委託して実施します。

### 2. 生活サポート事業

障害者等を介護している保護者が疾病又はその他の理由により、一時的に介護することができない場合に登録介護者に委託して介護を行います。

### 3. 自動車改造助成事業

上肢、下肢又は体幹機能の障害者が所有し、運転しようとする自動車を当該障害者が運転しやすいように手動装置等の改造費を助成します。

## 障害児福祉サービス

### 1. 児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### 2. 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

### 3. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用している障害児や今度利用する予定のある障害児に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### 4. 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は、医学的管理下での支援が必要と認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行います。

### 5. 障害児相談支援

児童福祉法の改正により、障害児についても、指定障害児相談支援事業者が通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（サービス等利用計画）を作成することになりました。

障害児については、障害児支援サービスを障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて一体的に判断することが望ましいという観点から、障害児相談支援事業所の指定と特定相談支援事業所の指定の両方を受けることを基本とします。

### 6. 福祉型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。支援は、県が行います。

### 7. 医療型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。支援は、県が行います。

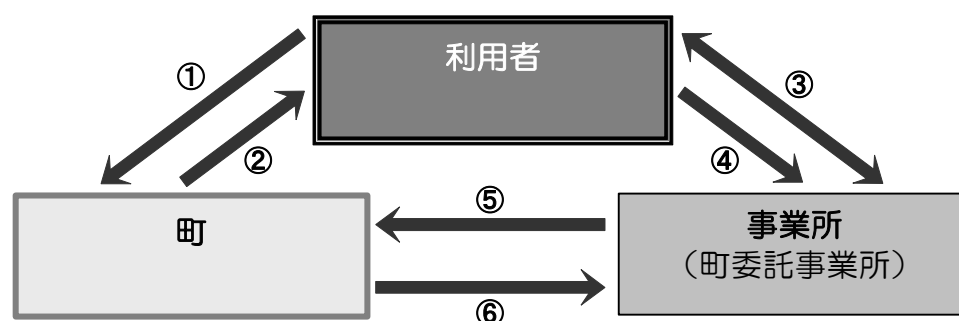
## (2) 本町における地域生活支援事業の考え方

地域生活支援事業は、本町の創意工夫により、地域の特性を踏まえて利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

本町では、利用者がこれまで利用してきたサービスが戸惑うことのないよう、各種事業を継続かつ円滑に提供できるよう努めていきます。また、相談支援事業を強化することで適切なサービス利用を支える体制をつくり、障害福祉サービスの円滑な利用促進を進めていきます。

### ◆ 基本的なサービスの流れ

国の制度である介護給付等と同様に利用者が事業所を選び契約を行った後にサービスを利用することとします。また、お金の流れは、これまで利用していたサービスの流れに沿ったものとします。(移動支援事業・日中一時支援事業の場合)



- ① サービスの利用を希望する方は、あらかじめ町に申請を行い、利用の承認を受けていただきます。
- ② 町は、申請内容を確認し、利用者へ支給量や利用負担額を記載した「決定通知書」を通知し、移動支援については「利用者証」を交付します。
- ③ サービスを利用する際には、町の委託事業所と利用者の中で「利用に関する契約」を結びます。
- ④ 利用者は、費用の助成割合を除いた額を事業所へ支払います。
- ⑤ 事業所は、助成分を町へ請求します。
- ⑥ 町は、請求を審査した後に事業所へ費用を支払います。

### ◆ 利用者負担の考え方

事業を安定して実施するために適切な費用負担の仕組みとします。また、利用者負担の割合は、下記のとおりです。

- 地域生活支援事業の利用者負担は、事業ごとに負担割合を定めています。利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担なし、1割～3割負担、全額負担といった割合となっています。



### ( 3 ) 平成 2 9 年度の目標値

#### 地域生活への移行目標

##### < 福祉施設入所者の地域生活への移行目標 >

国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行することを基本としており、施設入所者については平成29年度末までに、4%以上減少させることが定められました。

本町の平成25年度末時点の施設入所者は、46人です。平成29年度末までに施設入所者を2人減少させ、44人とすることを目標にサービス提供に取り組んでいきます。

項 目	数 値	考 え 方
平成25年度末時点の施設入所者数 A	46 人	平成26年3月31日の数
【目標①】地域生活移行者数 B	6 人	平成29年度末までに施設入所者が地域生活へ移行する目標値
移行割合 (B/A×100)	13.0 %	
【目標②】施設入所者数の削減 C	2 人	平成29年度末までに施設入所者の削減目標値
削減割合 (C/A×100)	4.3 %	
平成29年度末の施設入所者数	44 人	平成29年度末の利用人員見込み

##### < 地域生活支援拠点等の整備目標 >

国の基本指針では、平成29年度末までに障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所整備することが新規に定められました。

本町では、利根沼田地域自立支援協議会等において検討し、平成29年度末までに利根沼田圏域に1箇所整備することを目標として、具体的には地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備していきます。

項 目	数 値	考 え 方
【目標①】地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数
うち面的な体制を整備	1 箇所	地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備
うち圏域で整備	1 箇所	利根沼田圏域に整備

## 一般就労への移行目標

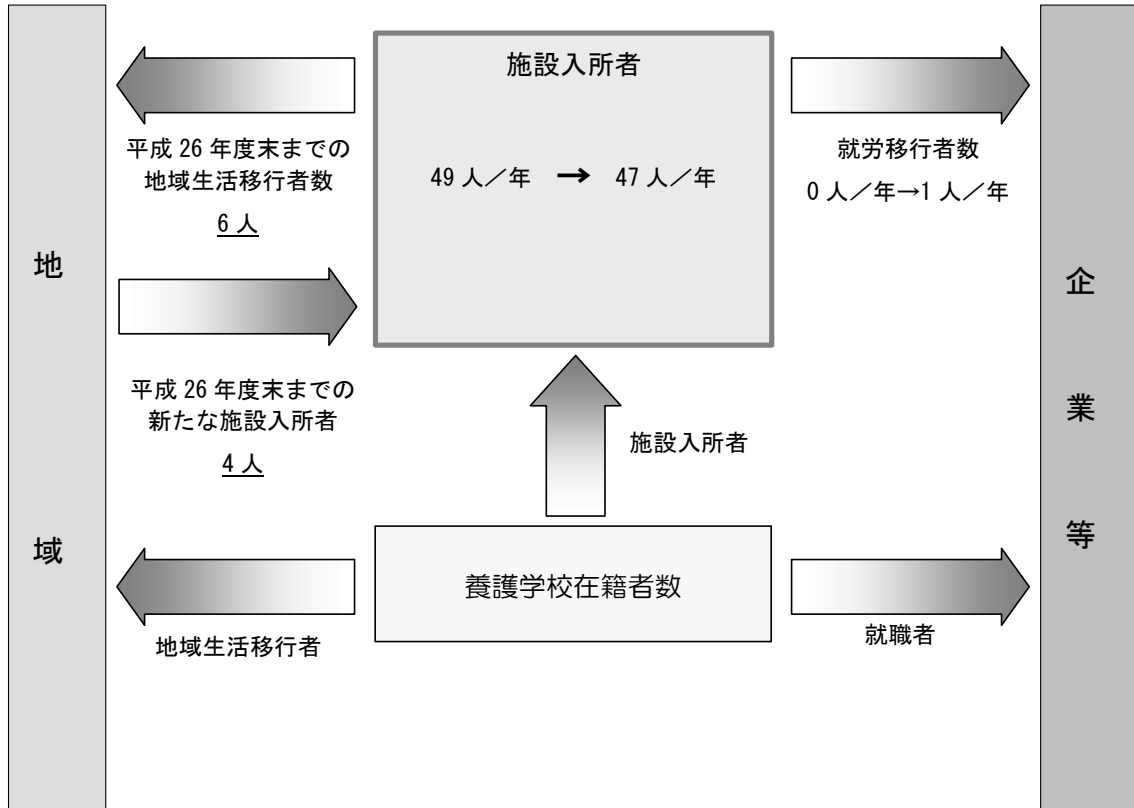
### < 福祉施設から一般就労への移行目標 >

国の基本指針では、平成29年度末までに福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とし、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加するとともに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることが定められました。

本町では、平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労へ移行した者はいませんが、平成29年度の一般就労移行者数1人を目標とし、就労移行支援事業の利用者数2人を目標とします。また、利根沼田圏域には、就労移行支援事業所はありませんが、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

項 目	数値	考 え 方
平成24年度の一般就労への移行者数 A	0 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標①】一般就労移行者数 B	1 人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
移行割合 (A : B)	2 倍	
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数 C	1 人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標②】就労移行支援事業の利用者数 D	2 人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数
利用割合 (C : D)	2 倍	
【目標③】就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合	5 割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

障害者の地域生活・一般就労への移行イメージ  
(平成24年度→平成29年度)



## 第4期計画のサービス見込量

自立支援給付のサービス見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	44	44	44
		時間	320	325	330
日中活動系	生活介護	人	59	59	59
		人日	1,120	1,110	1,100
	療養介護	人	5	5	5
	短期入所	人	5	5	5
		人日	60	60	60
	自立訓練(機能)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(生活)	人	2	2	2
		人日	50	50	50
	就労移行支援	人	2	2	2
		人日	18	18	18
	就労継続支援(A型)	人	1	1	1
		人日	20	20	20
	就労継続支援(B型)	人	18	20	22
人日		366	406	447	
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	人	25	26	27
	施設入所支援	人	46	45	44
	宿泊型自立訓練	人	3	3	3
相談支援	計画相談支援	人	22	23	23
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

### 3. 本町におけるサービス見込量の考え方

#### 自立支援給付のサービス見込量の考え方

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	平成26年8月の利用者数・利用時間数を基礎とし、近年の利用状況及び入所施設等からの地域移行分を勘案して算出しました。
日中活動系	生活介護	平成26年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、退院見込み者及び新規利用者を勘案して算出しました。
	療養介護	平成26年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況を勘案して算出しました。
	短期入所	平成26年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、入所施設等からの地域移行分及び新規利用者を勘案して算出しました。
	自立訓練(機能)	これまでに利用希望者がいなかったことや県内の事業所の設置数を勘案して利用者数を0人としました。
	自立訓練(生活)	平成26年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、退院見込み者及び新規利用者を勘案して算出しました。
	就労移行支援	平成26年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、特別支援学校卒業生の利用見込み者及び就労継続支援B型の利用に係る経過措置の取り扱い終了を勘案して算出しました。平成29年度の一般就労移行者数1人を目標としました。
	就労継続支援(A型)	平成26年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、特別支援学校卒業生の利用見込み者及び新規利用者を勘案して算出しました。
就労継続支援(B型)	平成26年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、特別支援学校卒業生の利用見込み者及び新規利用者を勘案して算出しました。	

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
居 住 系	共同生活援助 (グループホーム)	平成26年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び入所施設等からの地域生活移行者を勘案して算出しました。平成29年度末までに地域生活移行者6人を目標としました。
	施設入所支援	平成26年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び施設退所者と新規利用者を勘案して算出しました。平成29年度末時点での施設入所者2人削減を目標としました。
	宿泊型自立訓練	平成26年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び施設退所者を勘案して算出しました。
相 談 支 援	計画相談支援	平成26年8月時点での支給決定者数、支給決定後の利用計画の見直し(モニタリング)及び新規支給決定者を勘案して算出しました。
	地域移行支援	これまでに利用希望者はいませんが、福祉施設からの地域生活移行者を勘案して算出しました。
	地域定着支援	平成26年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び入所施設等からの地域生活移行者を勘案して算出しました。

## 4 . サービス見込量及び見込量確保のための方策

### ( 1 ) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	44	44	44
		時間	320	325	330

#### ◆ 訪問系サービスにおける見込量確保のための方策

支援対象であった身体・知的・精神障害者に加え難病患者等が対象となり、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めサービスの充実を図ります。

また、同行援護は、同行援護アセスメント調査票による的確な調査を実施し、サービス提供事業者に対しては、国が定める同行援護従事者の資格要件を満たすように促すとともに、サービスの質の向上に努めます。

### ( 2 ) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中活動系	生活介護	人	59	59	59
		人日	1,120	1,110	1,100
	療養介護	人	5	5	5
	短期入所	人	5	5	5
		人日	60	60	60
	自立訓練(機能)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(生活)	人	2	2	2
		人日	50	50	50
	就労移行支援	人	2	2	2
		人日	18	18	18
	就労継続支援(A型)	人	1	1	1
		人日	20	20	20
	就労継続支援(B型)	人	18	20	22
		人日	366	406	447

### ◆ 日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのためサービス利用希望者を把握し、事業者情報を提供していきます。

生活介護は、重度障害者の利用希望に対応できるよう体制整備に努めていきます。また、就労移行支援や就労継続支援は、地域の関係機関や団体と連携・協力し、支援事業所の整備や雇用促進に努めるとともに、自立した生活ができるよう工賃の確保・向上にも留意していきます。

## ( 3 ) 居住系サービス

居住系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	人	25	26	27
	施設入所支援	人	46	45	44
	宿泊型自立訓練	人	3	3	3

### ◆ 居住系サービスにおける見込量確保のための方策

共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化され入所施設から地域生活移行の推進が重要となります。そのため、グループホーム利用者への家賃補助制度の有効活用、地域の関係機関や団体と連携・協力し、グループホームの整備を推進するとともに、生活の場の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、サービス提供事業者の利用状況を把握し、利用希望者への情報提供や施設の確保に努めていきます。

## ( 4 ) その他サービス

相談支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援	計画相談支援	人	22	23	23
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

### ◆ 相談支援における見込量確保のための方策

幅広い相談支援のニーズに対応できるよう相談支援体制を強化し、利根沼田自立支援協議会の活用及び指定相談支援事業者の確保等により、相談支援体制の充実に努めます。サービス対象者へ制度を周知し、サービス利用状況を把握するとともにライフステージの変化に対応した適切な支援を行うため、関係機関等との連携・協力を図ります。



## ( 5 ) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量(1か年当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1
	自発的活動支援事業	回	1	1	1
	相談支援事業	箇所	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	34	36	38
	日常生活用具給付事業	件	546	558	570
	手話奉仕員養成研修事業	回	0	0	0
	移動支援事業	時間	1,500	1,500	1,500
	地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
任意事業	日中一時支援事業	回	270	270	270
	虐待防止対策支援事業	件	11	11	11
	自動車改造助成事業	人	1	1	1

## ◆ 地域生活支援事業における見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業は、障害者等に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

自発的活動支援事業は、障害者等、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

相談支援事業は、相談の場を確保するため、引き続き指定相談支援事業所に委託します。また、基幹相談支援センターである利根沼田障害者相談支援センターと連携・協力し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

成年後見制度利用支援事業は、障害者等に保護者がいない場合など、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業は、本町では現段階において事業を実施していません。今後実施に向け体制整備に努めます。

意思疎通支援事業は、障害者等のニーズに応じ、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を円滑に行います。

日常生活用具給付事業は、排せつ管理用具の給付件数が増加しています。障害者の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

手話奉仕員養成研修事業は、本町では現段階において事業を実施していません。今後実施に向け体制整備に努めます。

移動支援事業は、障害特性やニーズに対応できる提供体制に努めるとともに、円滑に外出できるよう支援体制の強化に努めます。

地域活動支援センター事業は、障害特性に応じた活動の場を充実させるため、活動内容を検討していきます。また、就職希望者の斡旋については、障害者就業・生活支援センターとの連携・協力を図ります。

日中一時支援事業は、活動の場を確保するとともに、事業者等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

虐待防止対策支援事業は、引き続き障害者虐待防止センターの業務を委託し、障害者等の虐待に関わる通報や対応、その他支援体制の強化に努めていきます。

自動車改造助成事業は、利用者がいた場合、円滑に支援できるよう努めます。また、その他の任意事業については、必要に応じて実施要綱等を整備していきます。

## ( 6 ) 障害児福祉サービス

### ① 障害児通所支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通 所 支 援	児童発達支援	人	2	2	2
		人日	27	27	27
	放課後等デイサービス	人	7	8	9
		人日	58	67	75
	保育所等訪問支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	障害児相談支援	人	3	3	3

#### ◆ 障害児通所支援における見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が支援を円滑に利用できるよう、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

また、放課後等デイサービスについては、障害児の放課後の生活や長期休暇の生活支援等、きめ細かな生活支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりに努めます。

### ② 障害児入所支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入 所 支 援	福祉型児童入所支援	人	2	2	2
	医療型児童入所支援	人	0	0	0

#### ◆ 障害児入所支援における見込量確保のための方策

福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県のサービスであるため、県と連携し、実施体制の充実に努めます。

## 第4章 計画の推進

### 1. 推進体制

---

#### ◆ 啓発・周知の徹底

障害者総合支援法に基づく各種サービス等の制度改正があった場合は、サービスを必要とする障害者等が円滑にサービスが利用できるよう町広報や障害者団体への制度説明会等を通じてサービスの利用方法や制度の仕組み等について周知を図り、安定したサービス利用が確保されるよう努めます。

#### ◆ サービス提供体制の確保

サービス提供目標の実現に向け、役場庁内の関係各課が連携して取り組むとともに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、企業及びその他関係機関に対しても広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

#### ◆ 相談支援体制の充実・強化

障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実・強化が必要不可欠と考えます。このため、地域の実情に応じて中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育及び医療等の関連する分野からなる利根沼田地域自立支援協議会を活用し、地域の課題を共有し、問題解決のためネットワークの構築を図ります。

#### ◆ 町民との協働体制の構築

障害者等が自立した生活を営むために必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく、施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障害者等や障害者団体と連携を保ち、障害者等に対する理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報提供に努め、行政と町民による協働体制の構築を図ります。

#### ◆ 町、県及び関係機関との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、町担当課だけでなく関係各課との連携を図る必要があります。複雑かつ多様化するニーズに対して、柔軟に対応できる庁舎内の体制整備と職員の意識向上に努めます。

広域的な調整やサービスの質の向上を図るための人材養成やサービス評価等、県における取り組みは、本計画の推進には必要不可欠であるため、県の関係部局とも密接な連携体制を構築していきます。また、医療機関、教育機関及び公共職業安定所等との連携体制を構築していきます。

## 2 . 計画の達成状況の調査・分析・評価

---

本計画の目標達成のため、サービス見込量の目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について関係各課及び関係各機関で情報を共有し、達成状況を把握します。必要に応じて役場担当課が中心となって関係各課及び関係各機関に対する調査を実施し、進捗状況や課題の把握を行います。

また、PDCAサイクルにより計画を調査・分析・評価するとともに、利根沼田地域自立支援協議会等において、総合的な評価等も実施するよう努めます。

## 3 . 計画への反映

---

計画の進捗状況や評価等に関しては、広報等を通じて公表するとともに、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、速やかに対策を検討し、計画に反映させていきます。

みなかみ町  
第4期障害福祉計画

平成27年3月

---

発行：みなかみ町

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

TEL 0278-62-2111 FAX 0278-62-2291

編集：みなかみ町 町民福祉課